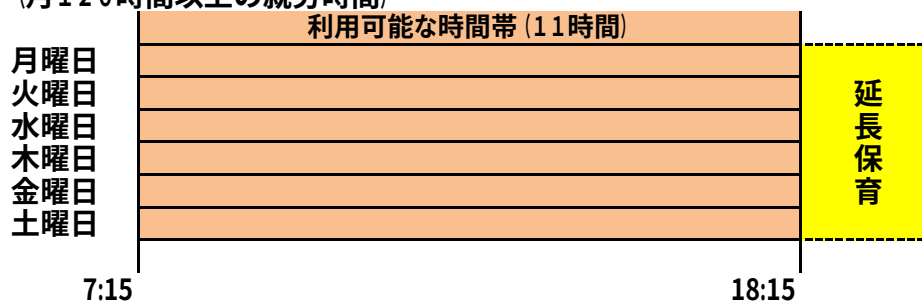


保育標準時間と保育短時間について

保育の必要量の認定は、保育標準時間（1日あたり11時間まで）と保育短時間（1日あたり8時間まで）の区分に分けて行う（子ども・子育て支援法施行規則第4条）。

【保育標準時間】午前7時15分から午後6時15分まで
両親ともフルタイムで就労する場合又はこれに近い場合を想定。
（月120時間以上の就労時間）



【保育短時間】午前9時から午後5時まで
両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定。
（月48時間以上、120時間未満の就労時間）



1 公立園での保育利用時間

保育標準時間については、現在の午前7時15分から午後6時15分までとし、保育短時間については、午前9時から午後5時までとして設定する。

2 保育短時間の利用時間の考え方

保育利用時間は各々の家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大の枠として設定するものであり、保育短時間認定の利用時間設定にあたっては、公立園長会で実態を確認したうえ定めたものである。

なお、当該保育利用時間帯以外の利用については延長保育となる。

3 保育短時間の延長保育

保育短時間利用者に係る延長保育について、従来と異なり、11時間開所の中で朝若しくは夕方利用するケースが生じる。

保育標準時間を越えて延長保育が必要となるケースも想定されるが、延長保育の定員の中では保育標準時間利用者との兼ね合いで延長保育が利用できないケースがあることは従来同様である。